

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	越前市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.echizen.lg.jp/office/010/021/mynumber/todokede.html

執行機関名 越前市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年越前市条例第116号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		越前市個人番号の利用に関する条例第3条第1項第1号 越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年越前市条例第116号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条、第2条	越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年越前市条例第116号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。	この条例は、ひとり親家庭及び養育者が児童を養育している家庭(以下「ひとり親家庭等」という。)に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年越前市条例第116号)